

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1 歴史的風致の分布

本計画における歴史的風致として、第2章において「水めぐる城下町」「商都松本」「ぼんぼんと青山様」「道祖神」「お船祭り」「御柱祭」「近代登山」の7つを挙げています。

「水めぐる城下町」では、松本市街地には四方から河川が流入し、それらの河川により造られた複合扇状地の上に松本の城下町が形成されています。この立地は居住、交易、防衛などの点で大変有利な条件を備えていました。また、複合扇状地の地形特性と関連して、湧水が大変豊富です。特に松本城を中心とする城下町には、井戸が多数存在し、地下水が古くから生活用水や醸造などに利用され、松本城とともに人々の生活に密着した歴史的風致を形成しています。

「商都松本」では、江戸時代、街道や宿場の整備に伴い、城下町は街道が集中する交通の要所となり流通の重要な拠点となりました。城下の商人たちは、この地の利を活かし初市に多くの人を集めるための知恵として、あめ市の起源説話を作り、初市の規模を拡大させました。人馬の交流が盛んになるにつれて経済力を高め、この経済力により旧開智学校が市民の多くの寄付により建築されました。旧開智学校を含む歴史的な建造物の保存活動も行われ、城下町や商都の風情が残るまちなみは、「あめ市」と相まって歴史的風致を形成しています。

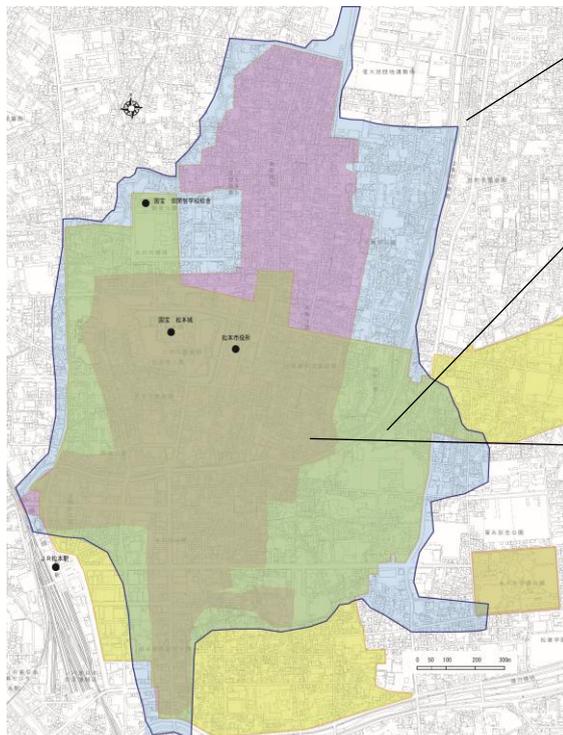
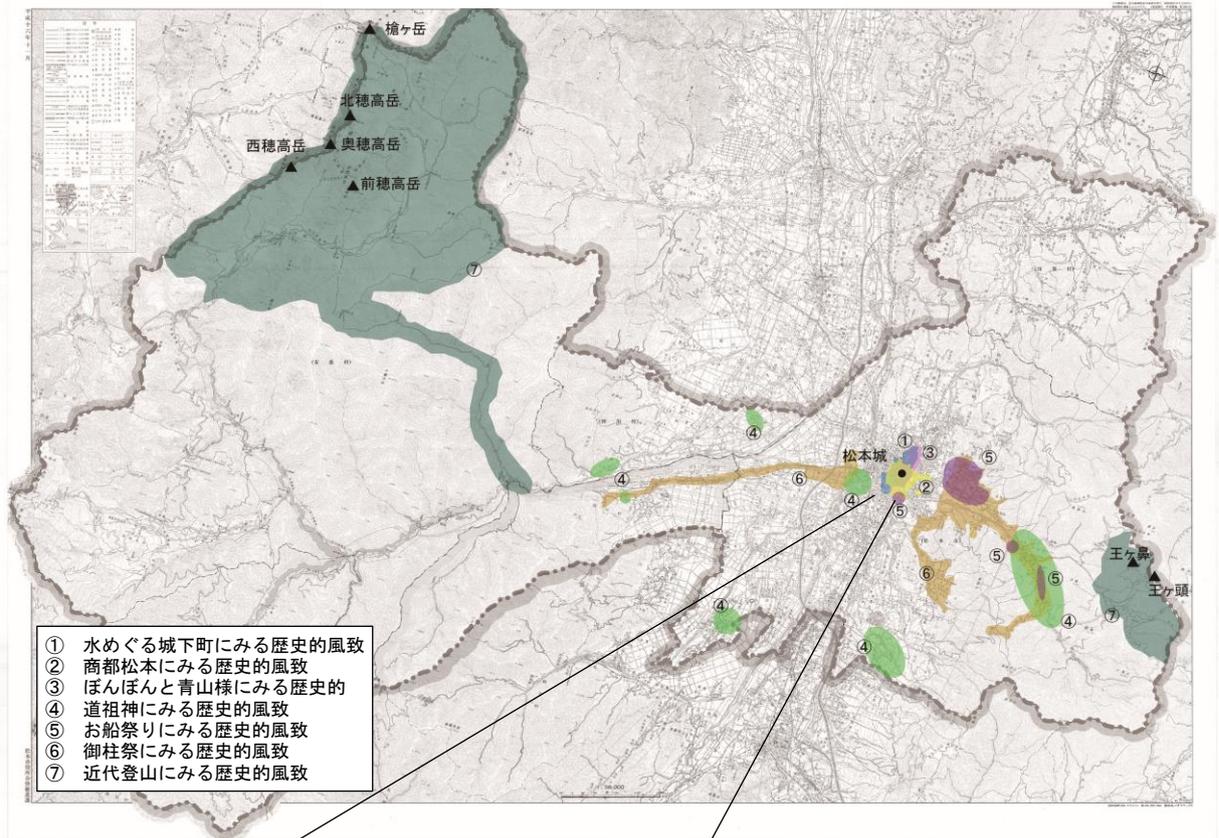
「ぼんぼんと青山様」では、祖先の霊を迎える「ぼんぼん」が城下町の町人町から始まって、今日までの間に武家地や城下町の外にまで広がり城下町の周辺部においても見ることができます。「ぼんぼん」は城下町の風情を残した小路を舞台として歴史的風致を形成しています。

「道祖神」は、松本市内の全域に分布しており、集落内に災いが侵入するのを防ぐ神様として、また縁結びあるいは子孫繁栄の神様として信仰されています。正月の朝早くに道祖神場に御柱を建てて年神を迎える御柱又はおんべと呼ばれる行事やコトヨウカの行事も市の周辺地域において見られ、歴史的風致を形成しています。

「お船祭り」及び「御柱祭」は、市東部の山辺地区を中心に点在する神社において行われています。御柱祭は、山辺地区以外の市西部、島立地区の沙田神社でも行われており、「お船祭り」や「御柱祭」に代表される五穀豊穰を祈るお祭りは市内の他の神社でも行われ、歴史的風致を形成しています。

「近代登山」は山岳信仰から始まった登山の歴史が、近代になり信仰を離れ山に登ることに意味を見出しました。市西部の北アルプスと市東部の美ヶ原高原における登山道や山小屋及びその周辺の山岳環境と安全は、様々な主体の人々の活動により保たれ、雄大な山岳景観と相まって松本市ならではの歴史的風致を形成しています。

松本市全域における歴史的風致の位置



①水めぐる城下町にみる歴史的風致

②商都松本にみる歴史的風致

③ぼんぼんと青山様にみる歴史的風致

## 2 重点区域の考え方

重点区域は、歴史まちづくり法に基づいて、国の有形文化財や民俗文化財又は記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められた土地の区域とされています。

松本市歴史的風致維持向上計画（第1期）においては、松本城を中心とした約400年前に形成された城下町の町割や蔵造りの町屋に代表される歴史的建造物、豊富な湧水を背景とした人々の営み、あめ市やぼんぼんなどの伝統的な行事が一体となっている松本城と城下町及びその周辺を「松本城下町区域」として重点区域に設定しました。

重点区域においては松本城の石垣修復や舞台の修理など文化財の保存活用、城下町の町割を活かし回遊性を高める道路や井戸の整備、まちの歴史を伝え魅力向上につながる建造物の保全活用の取組み、景観計画の運用や屋外広告物の規制による良好な景観の育成など、松本城城下町の歴史的風致の維持向上に資する様々な施策を行ってきました。その結果として、まちの魅力向上やまちなみ景観の改善、外国人観光客の増加などの成果が表れています。

しかし、松本城周辺については市立博物館の移転、南・西外堀復元、内環状北線整備などの事業は進行途中であり、整備後の活用方法など更なる検討が必要となっています。また、旧三の丸内に建設されている市役所庁舎については建て替えが予定されています。

また、松本城の北に位置する旧開智学校校舎はその建設時に建設費の7割を全町民からの寄付により賄われ、当時の商人の経済力を反映した建造物として歴史的風致に欠かせないものとなっています。その旧開智学校校舎は令和元年(2019)9月に国宝に指定され、松本城と連携した周辺環境の整備が求められているとこ

ろです。更に、重点区域内の歴史的建造物や伝統的な行事についても、まちの魅力向上のために重要な役割を果たしていますが、地域社会の更なる少子高齢化によりその継承が困難となることが予想されます。

こうした第1期計画の課題を踏まえて、第2期計画においても松本城下町区域を中心とした地域を引き続き重点区域として設定して施策を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図ります。

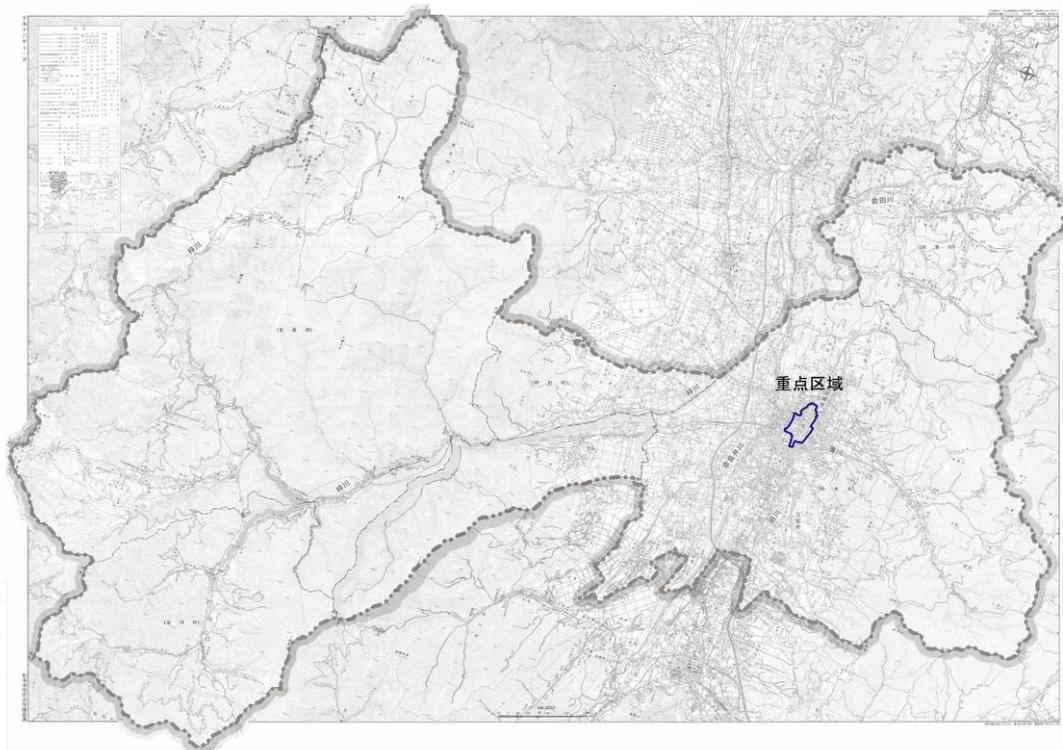
なお、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策の実施範囲等に変更や追加が生じた場合は、必要に応じて重点区域の見直しを図ることとします。

### 3 重点区域の位置及び範囲

#### (1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、第1期計画の考え方を踏まえ、城下町の区域を基本とし、良好な景観の形成に関する施策との連携を図るため、城下町の区域と重複して、景観計画で定める歴史的景観区域を加えた以下の区域とします。

重点区域の位置



#### ア 城下町の区域

享保13年（1728）に作成された「松本城下絵図」（享保十三年秋改図・松本市重要文化財）における城下町の区域をいいます。

#### イ 景観計画で定める歴史的景観区域

松本市を代表する歴史的建造物である松本城、旧開智学校校舎を始め、城下町らしさを感じる町屋や小路、くい違いやかぎの手などの歴史的町割を色濃く残す景観要素から構成されている区域として位置付けています。

平城、土蔵、大正・昭和初期の擬洋風建築など、個性ある景観形成の手がかりになる歴史的な景観要素の保全や、城下町の風情と賑わいを感じさせる歴史的商店街や縁日の商店街、街並みに潤いを与える街路樹や湧水、町中を流れる河川など、すでにある景観資産を維持活用します。

これらの景観要素を活用して松本城を中心とした道筋を、時間の変遷を体感しながら、松本城を感じることの出来る回廊として整備し、地域の人々と協力し賑わいと風格のある歴史的景観を育成します。

## ウ 井戸や湧水の区域

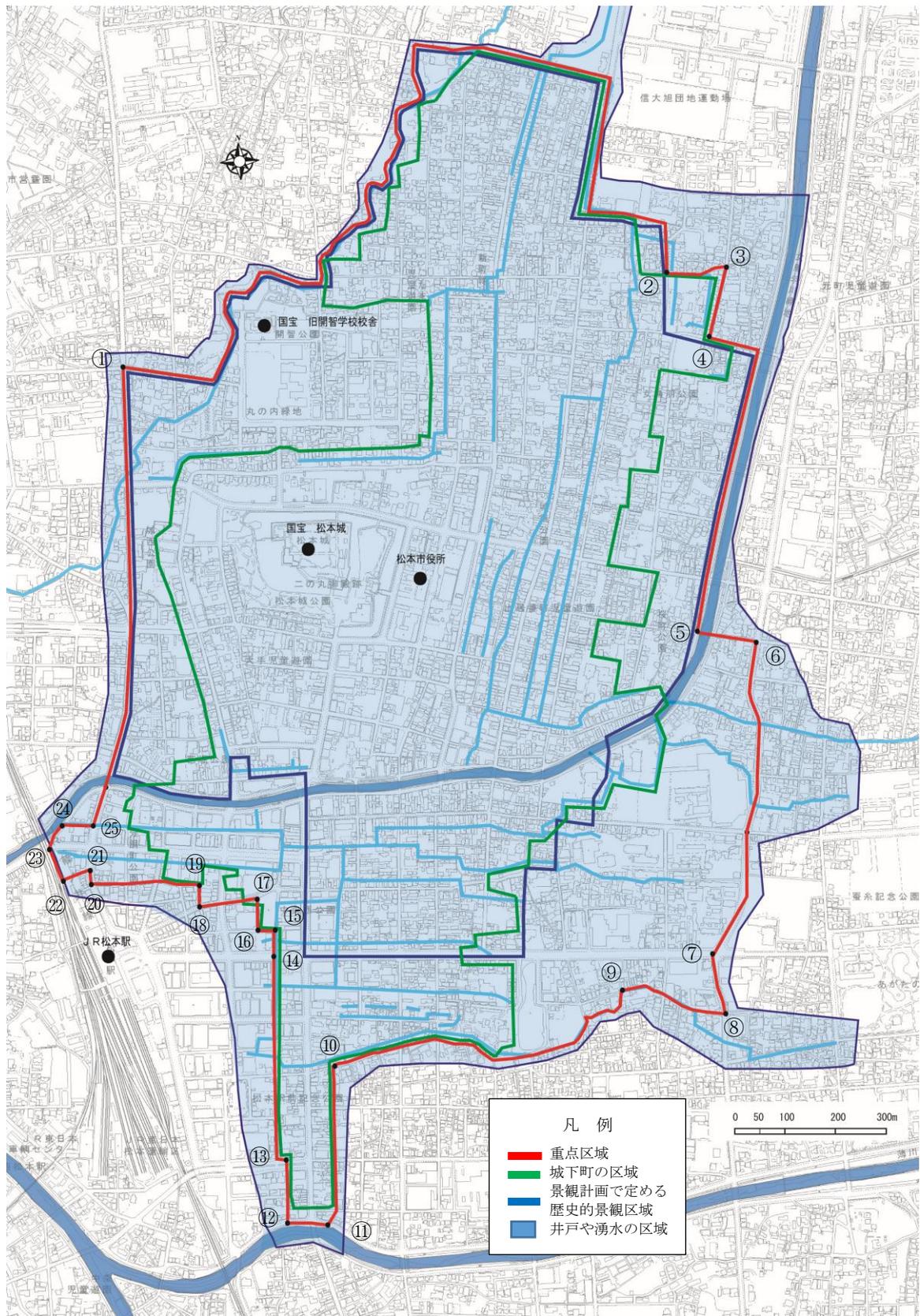
城下町の周囲に位置して、現在も数多くの井戸や城下町へ流れ込む水路が存在し、城下町の水源として利用されていたことがうかがえる区域です。特に槻井泉神社の湧水は古くから知られ、江戸時代には染色や紙すきに利用されていました。また、源地の水源地井戸は、松本市上水道の源地水源地に位置し、城下町を流れる蛇川の水源の一つとして、現在も豊富な湧水により城下町を潤しています。本区域にはその他にも多くの井戸や湧水が点在しています。

以上の区域の外周に沿い、道路や河川などの地形地物を境界として重点区域を次のとおり定めます。

**重点区域の名称：松本城下町区域**

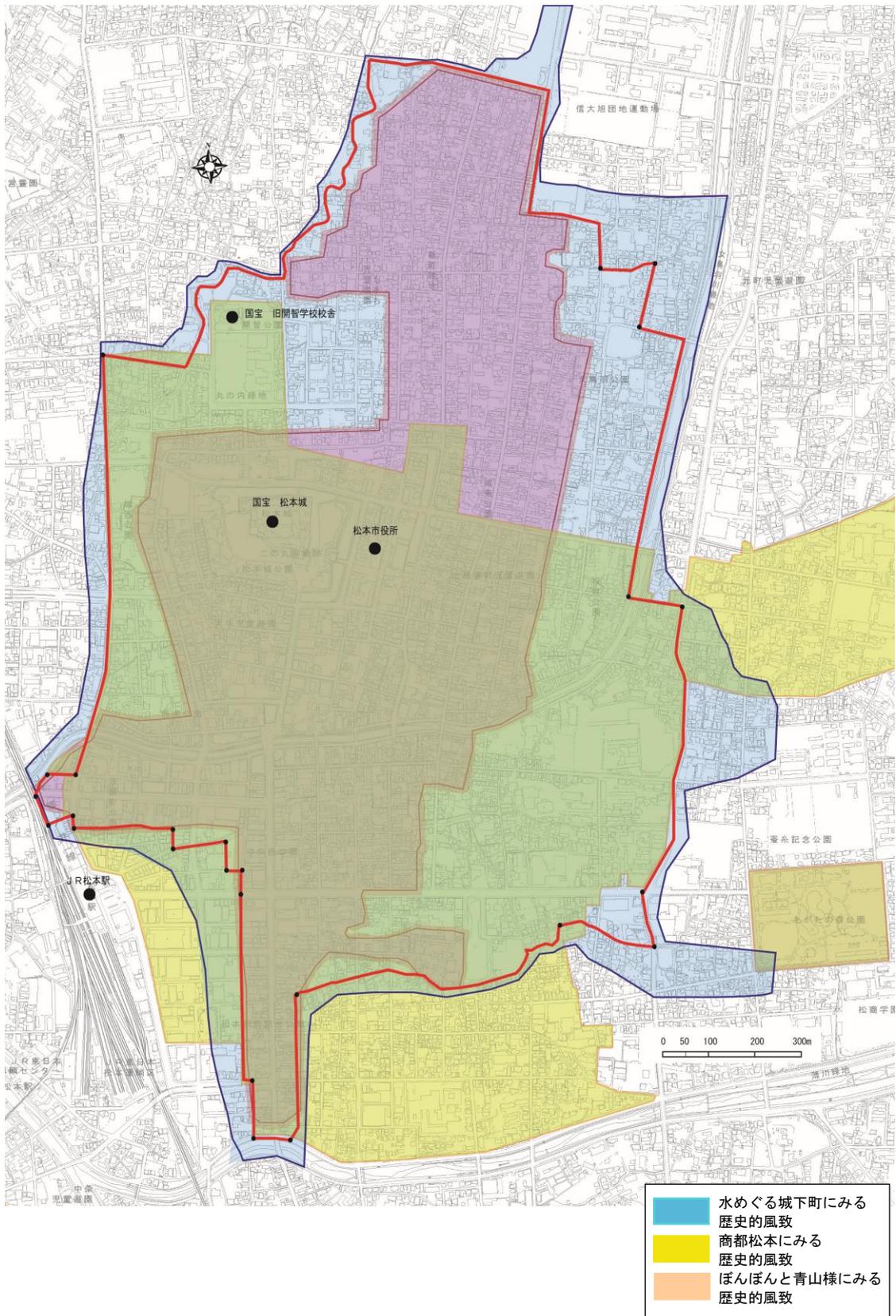
**重点区域の面積：約 200ha**

## (2) 重点区域の範囲

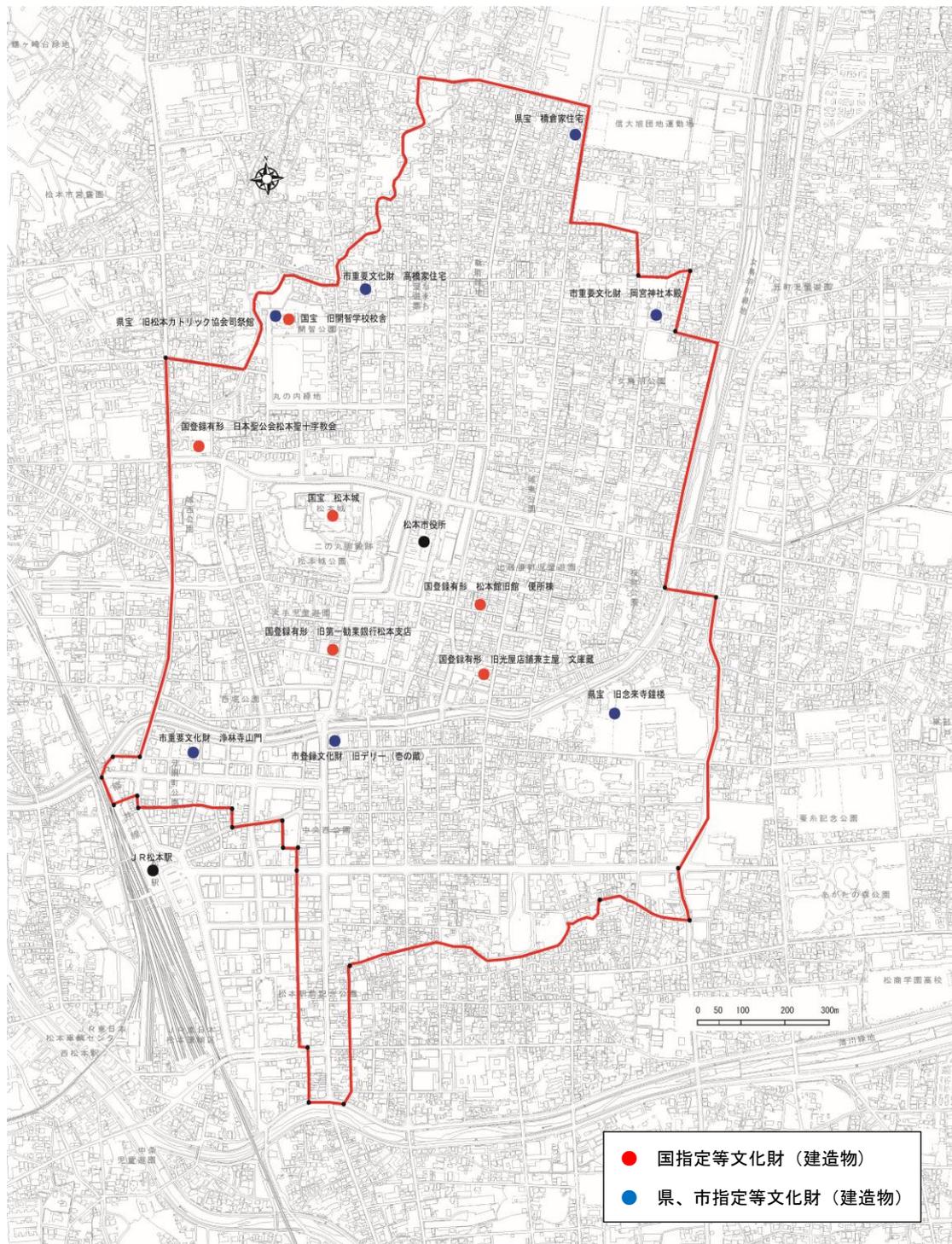


| 区間  | 区域（境界）の位置    | 区間  | 区域（境界）の位置  |
|-----|--------------|-----|------------|
| ①－② | 景観計画の歴史的景観区域 | ⑭－⑮ | 市道 2328 号線 |
| ②－③ | 市道 1590 号線   | ⑮－⑯ | 市道 2819 号線 |
| ③－④ | 市道 1160 号線   | ⑯－⑰ | 市道 2327 号線 |
| ④－⑤ | 景観計画の歴史的景観区域 | ⑰－⑱ | 市道 2518 号線 |
| ⑤－⑥ | 市道 2547 号線   | ⑱－⑲ | 市道 2008 号線 |
| ⑥－⑦ | 市道 2057 号線   | ⑲－⑳ | 市道 2520 号線 |
| ⑦－⑧ | 市道 2055 号線   | ㉑－㉒ | 国道 143 号   |
| ⑧－⑨ | 市道 2533 号線   | ㉒－㉓ | 市道 2319 号線 |
| ⑨－⑩ | 長沢川          | ㉓－㉔ | J R 篠ノ井線   |
| ⑩－⑪ | 市道 2033 号線   | ㉔－㉕ | 市道 2521 号線 |
| ⑪－⑫ | 市道 2501 号線   | ㉕－㉖ | 市道 2820 号線 |
| ⑫－⑬ | 市道 2023 号線   | ㉖－① | 県道平田新橋線    |
| ⑬－⑭ | 市道 2017 号線   |     |            |

### (3) 重点区域内に関連する歴史的風致



#### 4 重点区域内の文化財（建造物）の分布



| 名 称           | 指定、<br>登録した者 | 区 分     | 指定等年月日       |
|---------------|--------------|---------|--------------|
| 松本城天守         | 国            | 国宝      | 昭和 27. 3. 29 |
| 松本城           | 国            | 史跡      | 昭和 5. 11. 19 |
| 旧開智学校校舎       | 国            | 国宝      | 令和元. 9. 30   |
| 松本館旧館         | 国            | 登録有形文化財 | 平成 16. 3. 2  |
| 松本館便所棟        | 国            | 登録有形文化財 | 平成 16. 3. 2  |
| 旧第一勸業銀行松本支店   | 国            | 登録有形文化財 | 平成 19. 10. 2 |
| 旧光屋店舗兼主屋      | 国            | 登録有形文化財 | 平成 22. 9. 10 |
| 旧光屋文庫蔵        | 国            | 登録有形文化財 | 平成 22. 9. 10 |
| 日本聖公会松本聖十字教会  | 国            | 登録有形文化財 | 令和 3. 2. 26  |
| 橋倉家住宅         | 県            | 県宝      | 昭和 51. 3. 29 |
| 旧松本カトリック教会司祭館 | 県            | 県宝      | 平成 17. 3. 28 |
| 旧念来寺鐘楼        | 県            | 県宝      | 平成 24. 3. 22 |
| 岡宮神社本殿        | 市            | 重要文化財   | 昭和 44. 7. 4  |
| 浄林寺山門         | 市            | 重要文化財   | 昭和 44. 7. 4  |
| 高橋家住宅         | 市            | 重要文化財   | 昭和 44. 7. 4  |
| 旧デリー（壺の蔵）     | 市            | 登録文化財   | 令和元 9. 27    |

## 5 重点区域の設定の効果

重点区域に設定する松本城下町区域では、今まで松本城を中心に景観整備の様々な施策が重点的に展開されてきました。また、市民の景観やまちなみ保存への意識の高まりが松本城周辺の高度地区決定につながるなど、市民活動の活発な地域でもあり、歴史的風致が集積している区域であると同時に、歴史的風致が損なわれつつある課題が生じている区域であるといえます。また、松本地域の政治、経済、文化の中心として、市民意識の高さとともに、歴史的風致の維持向上の各種取組みが、周辺部を含めた地域の伝統や文化の継承、活性化につながることを期待できます。

さらには、市民の地域への愛着が増したり、市民意識の醸成に繋がるものであり、その結果、市域全体における地域活力の向上などの効果が期待できるものです。